

トピックス

食品衛生法の改正をめぐって

農林水産省農蚕園芸局植物防疫課 ^た田 ^{なか}中 ^{みのる}稔

はじめに

本年5月に、食品衛生法の一部が改正された。今回の改正の概要は、①食品添加物の規制の見直し、②残留農薬基準の策定のための措置、③食品の製造規制の弾力化、④食品の輸入手続の効率化、等であるが、農薬の規制に影響の大きい残留農薬基準に関し、改正の内容を紹介するとともに、若干の考察を加え、読者諸氏の議論の糧としたい。

1 食品衛生法の改正

厚生省では、食品衛生法の改正に先立ち、昨年9月から12月にかけて7回にわたり「食と健康を考える懇談会」を開催し、食品衛生行政の抜本的な見直しのための検討を進め、併せて各方面からの意見の集約を図った。

その中で、残留農薬については、①残留農薬基準の早急な策定を行うこと、②食品添加物と同様原則禁止の指定制度にすること（ポジティブリスト化）、③新しい農薬が登録される場合に合わせて残留農薬基準の設定をすること、④基準設定に用いた資料を公開すること、⑤残留農薬モニタリング結果の積極的な公表を行うこと、等、多くの意見が出された。

今回の改正では、残留農薬基準の早急な策定のために、厚生大臣は、食品衛生法に基づき残留農薬基準を設定する必要があると認めるときには、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる、という趣旨の条文が追加された。これは平成3年から開始された残留農薬基準の策定に際して実施している農林水産省の協力事項を明文化したものであり、基本的には大きく変わるものではないが、今後、農林水産省の協力のもと、さらに残留農薬基準の策定が進められることになる。

なお、改正食品衛生法の成立に当たって、上記①から⑤までの意見と同様の内容が、衆参両院の附帯決議として決議されている。

2 農薬取締法と食品衛生法

農薬取締法も食品衛生法も、農産物（食品）の安全確保に関しては同様の目的を持っていると考えられるが、目的達成のための方法は異なっている。

両法の目的及び食品の安全確保に係る項目を表-1に示した。

農薬取締法は、病害虫・雑草防除のための農業資材である農薬の販売及び使用の規制を行うことにより、農産物を經由した国民の健康の保護に資することを目的としている。具体的には、出荷段階の農産物における残留農薬が、環境庁長官の定める基準（農薬登録保留基準）を超えることのないよう農作物ごとに使用基準を定め、これを販売される農薬のラベルに記載し、使用者である農業者が遵守することにより安全な農産物を消費者に提供することとしている。このため、農薬安全使用基準の策定及び公表並びに農林水産大臣及び都道府県知事による

表-1 食品衛生法の一部改正について

	農薬取締法	食品衛生法
目的	この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。 (第1条)	この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。 (第1条)
残留農薬に関する規制	「前条第二項第(四)号についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。」には登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。 (第3条第一項第(四)号)	厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき規格を定めることができる。(第七条第一項) 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。 (第7条第二項)

使用者に対する助言, 安全指導を行っている(農薬取締法第12条の6及び7)。

一方, 食品衛生法は, 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的としており, そのために, 販売される食品の規格基準を定め, これに適合しない食品の販売を禁止することにより, 安全な食品を消費者に提供することとしている。すなわち, 食品規格に適合しない食品は, 販売を禁止されることとなっており, 例えば市場に流通する農産物が, 残留農薬基準に適合しないことが認められた場合には, 当該農産物を廃棄させるとともに, 出荷, 販売の停止を命ずることができることになっている(食品衛生法第22条)。

食品衛生法には, 「残留農薬基準」という用語はないが, 通常, 食品衛生法第7条の規格基準のうち, 農薬に係る基準をこのように呼んでいる。

残留農薬の規制という観点からは, 農薬取締法は, 使用方法を定めることによる事前規制, 食品衛生法は, 生産され出荷された農産物を規制する流通規制とみることもできる。

また, 農薬取締法は, 国内で生産使用される農薬のみを規制の対象としているが, 食品衛生法は, 輸入食品も含めた, すべての食品(残留農薬)を規制対象としている。

3 ポジティブリスト

「食と健康を考える懇談会」の意見としても出されておられ, 改正食品衛生法の附帯決議にもなっているポジティブリスト制という考え方は, リストに示したのもののみを認めるという考え方である。わが国で使用される農薬は, 農薬取締法に基づき登録されたものでなければ, 販売してはいけないとされており, この意味においてポジティブリスト制である。

食品衛生法に基づく食品添加物の規格も, 食品衛生法第6条により, 人の健康を損なうおそれのない場合として厚生大臣が食品衛生調査会の意見を聴いて定めるもの以外は認めておらず, ポジティブリスト制といえる。

残留農薬基準がポジティブリスト化されていないのは, わが国では, 残留農薬基準の策定は, 流通する食品についての残留実態や農薬の使用実態等から規制する必要があると判断された農薬から, 逐次基準の整備が行われてきたからである。また, 現状において直ちにポジティブリスト化することは, 食料品のかなりの部分を海外に依存しているわが国では, 食糧供給に支障を来すおそれがあるとして, 食と健康を考える懇談会報告でも, 現時点においては, 残留農薬基準の計画的策定を図ることが適当であるとされている。

なお, 今後新たに登録される農薬については, 農薬登

録保留基準及び農薬の使用状況を踏まえつつ早急に残留農薬基準の設定を進めることが求められており, 農薬が登録され普及される段階から, 農産物の流通規制が開始されることが考えられる。

4 TMDIとEMDI

農薬の食品残留に関する消費者保護の基本的考え方は, 食事に伴う一日当たりの農薬の摂取量が, 安全レベルを超えないような基準値を設定するということである。この場合, 農薬の一日当たりの摂取量を, 何らかの方法により推定する必要がある。この推定の方法には, 設定された基準値に相当する農薬が摂食段階における当該農作物すべてに残留していると仮定して, 一日当たりの摂取量を推定する方法と, 設定された基準値そのものでなく, 当該農作物を実際に摂食する段階における残留値を試験等により推定し, その値を基に一日当たりの摂取量を推定する方法がある。前者による一日当たりの摂取量をTMDI(一日当たり理論上最大摂取量: theoretical maximum daily intake), 後者による方法をEMDI(一日当たり推定最大摂取量: estimated maximum daily intake)という。後者の具体的な例としては, 基準で示された分析部位が, 通常では廃棄される果皮も含めて分析することとなっている場合(パイナップル, バナナの果皮等)に, 果皮を除去した場合の分析値を求め, その値を摂取量の計算根拠とする場合などがある。

わが国の基準設定に当たっては, 前者の考え方を採用しているが, 国際的には, 後者の考え方も採用すべきであるとの意見があり, 今後の検討課題といえる。

おわりに

紹介したように, 食品衛生法による残留農薬基準は, 流通段階の農作物について残留農薬という観点から規制するものであり, 輸入農産物を含め流通する農作物を規制する方法は食品衛生法による以外に方法がないとされている。

一方, 日本国内で生産される農産物についてみると, 使用される農薬については, 農薬取締法により使用基準が設定されており, これが完全に遵守されるならば, 出荷される農産物の安全性は確保できる体制になっている。しかしながら農薬残留基準の設定拡大に伴い, 産地全体にわたる取り組み等これまで以上の一層の対応が求められている。関係機関による指導により, 農家に直接接する指導者層及び農薬の使用者たる農家の自覚を促し, 国内農産物の安全性がより確実なものとなるようお願いする。農薬の安全対策に対する皆様のご意見をいただければ幸いである。